

改正所得税・住民税のポイント

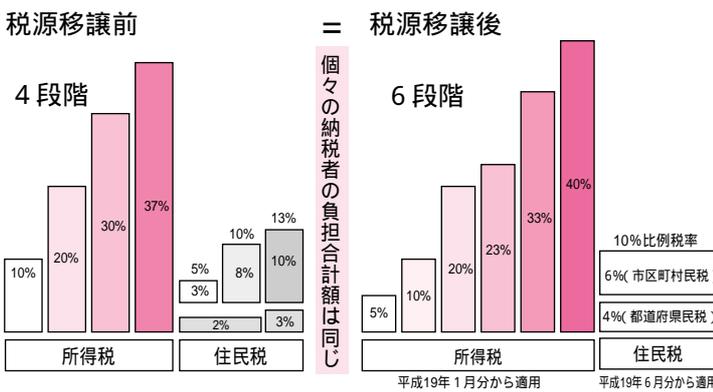
国の政策により現在、地方分権が積極的に進められています。その中でも重要な柱となっているのが、「税源移譲」を中心とした税制改革です。

この「税源移譲」を行うことによって、みなさんになじみの深い「所得税」・「住民税」の税率が変わることになります。

今回の特集では、税率の変更点などを詳しく見ていきます。

税務課町民税係 内 2 1 5 2

表1 税源移譲による負担変動



モデルケース

独身者の場合

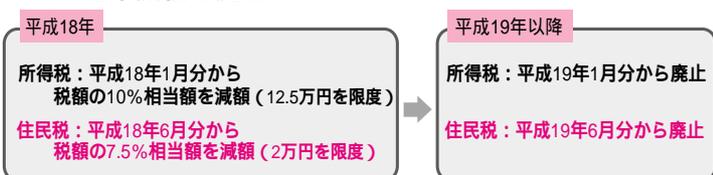
給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。

表2 定率減税の廃止



モデルケース 夫婦 + 子ども2人・給与収入700万円(年額)

平成18年	平成19年
住民税 196,000円	住民税 293,500円
・定率減税 14,700円	
所得税 263,000円	所得税 165,500円
・定率減税 26,300円	
合計 418,000円	合計 459,000円

子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

何が変わるのか？
国が進める「地方のことは地方で」という方針のもと、今回の税制改革における税源移譲においては、所得税の税率の区分を現在の4段階から6段階へ細分化するとともに、住民税の税率を一律の10%と変えることで、国の税収を減らし、地方の税収を増やすこととしました。この結果、約3兆円の税源が地方へ移譲されることとなります。

どう変わるのか？
この税源移譲によって、地方自治体は必要な財源を直接確保できることとなるため、住民のみなさんはより身近で、きめ細やかな行政サービスを受けられるようになります。表1の税率に基づいた税金のモデルケースをご覧ください。ほとんどの方は、1月分から所得税の額が減っていますので、その分6月分から住民税が増えることとなります。

その他の改正点は？
定率減税が廃止されます。平成11年度から実施されていた制度が廃止されます。(表2)
住民税の老年者非課税措置の見直し
平成17年1月1日現在で65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度までは住民税が非課税となっていました。平成18年度からは現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、表3のように経過措置が取られ、緩やかな負担となっています。このように今回の税制改正では、さまざまな変更が行われています。

では、実際にみなさんの税金はどのように計算されるのでしょうか？例を参考に住民税の計算をしてみましょう。

表3 高齢者非課税措置の見直し

平成17年度 非課税	合計所得金額125万円以下の方	平成18年度以降 課税	経過措置として 平成18年度は税額の3分の2を減額 平成19年度は税額の3分の1を減額 平成20年度以降は、全額負担
【モデルケース】70歳独身・年金収入200万円(年額)		この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。	
平成17年度	平成18年度	平成19年度	
住民税	住民税	住民税	
非課税	19,900円	37,300円	
	・定率減税 1,500円	・住民税 × 1/3 12,434円	
	(住民税 - 定率減税) × 2/3 12,267円		
所得税	所得税	所得税	
34,800円	34,800円	17,400円	
・定率減税 6,960円	・定率減税 3,480円		
合計	合計	合計	
27,840円	37,453円	42,266円	
(税額 27,800円)	(税額 37,400円)	(税額 42,200円)	

一定の社会保険料が控除されるものとして計算します。年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

住民税の計算のしかた 前年1月1日から12月31日までの所得を基準に課税されます。

【設例】夫婦と子ども2人の世帯 (うち1人は 特定扶養親族)

給与収入	500万円
必要経費	154万円
所得金額(収入 - 必要経費)	346万円
所得控除額	194万円

控除の内訳

社会保険料	50万円
配偶者控除	33万円
一般扶養控除	33万円
特定扶養控除	45万円
基礎控除	33万円

特定扶養親族、扶養親族のうち、16歳以上22歳以下の方をいいます。

計算式は次のようになります。

$$\frac{(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times 10\% - \text{税額控除}}{\text{課税所得金額}} = \text{所得割額}$$

(県民税4%・町民税6%)

所得割額 + 均等割額(4,000円) = 納税額

まず、課税所得金額を計算します。
課税所得金額 3,460,000円 - 1,940,000円 = 1,520,000円

次に税額控除(調整控除)を計算してみましょう。
その前に...「調整控除」とは?
“個人住民税”と“所得税”では、扶養控除や配偶者控除等の控除額が異なります。同じ収入金額でも、個人住民税の課税所得は、所得税よりも多くなるため、今回の法改正のように、個人住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、これまでに比べ税額が増えてしまいます。

【表】税額控除(調整控除)の計算方法

A 合計課税所得金額が200万円以下の方
次の⑦と①のいずれか小さい方の額の5% (県民税2%、町民税3%)に相当する金額

⑦ 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

① 合計課税所得金額

B 合計課税所得金額が200万円超の方
⑦の金額から①の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、町民税3%)に相当する金額

⑦ 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

① 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

納税者の控除状況に応じて個人住民税を減額することで、納税者の税負担が変わらないようにするため、新たに設けられた制度です。
<調整控除の計算例> 【表】参照
この世帯の場合、課税所得金額が152万円となっており、課税所得が200万円以下の区分であるAに該当します。
Aにより、次の⑦と①のいずれか小さい方の額の5%に相当する金額を算出します。

⑦ 控除額の差の合計額・・・33万円(表 中A⑦参照)
(内訳)
配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円、基礎控除5万円

① 個人住民税の課税所得金額・・・152万円(同A①参照)

⑦の金額のほうが小さいため、330,000円×5% = 16,500円よって、
税額控除(調整控除)額は16,500円となります。

上記の数式にあてはめて、納税額を算出します。
所得割額 1,520,000円 × 10% = 152,000円
納税額 152,000円 + 4,000円 = 156,000円
この世帯の場合、19年度に納めていただく町県民税額は、156,000円となります。

納税の方法
住民税(町・県民税)の納税は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、いずれかで納税していただくことになっています。

普通徴収(個人納付)
町から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。

特別徴収(給与天引き)
町から給与支払者(会社)を通して税額通知書が送付され、給与支払者(会社)が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年5月までの12か月となっています。

